

新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援事業補助金交付要綱

令和2年8月4日 局長決定

令和3年1月18日 改正

令和3年5月28日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内の医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院又は診療所）及び社会福祉施設等が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める指定感染症とする。）患者及び感染と疑われる患者の診療や感染拡大防止のための対応等を柔軟かつ機動的に実施することができるよう、これらに関する負担軽減のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

2 前項の「社会福祉施設等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項、第10項、第19項（宿泊に関するものに限る）、第20項、第22項及び第26項に規定するサービスを提供する施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4、第20条の6、第29条に規定する施設及び高齢者の居住の安定確保にかかる法律（平成13年法律第26号）第5条に基づき登録を受けるサービス付き高齢者向け住宅
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項、第10項及び第17項に規定するサービスを提供する施設
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項、同条第8項に規定する事業を行う者及び第37条、第38条、第41条、第42条、第43条の2及び第44条に規定する施設
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項、同条第3項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の2に規定する施設

(補助の対象等)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、当該年度に実施する次の各号に規定する事業とする。

(1) 入院診療

入院受入れ医療機関（基本診療料の施設基準等（平成20年告示第62号）で定める感染防止対策加算の対象となる医療機関）において、新型コロナウイルス感染症の入院患者の対応に必要な個人防護具（サージカルマスク、高機能マスク、フェイスシールド、

ガウン、手袋等)などによる感染防止対策を講じたうえで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。)に基づく入院勧告を受けた患者及び疑似症患者の入院受入れを行う事業

(2) 保健所の要請による対応

入院受入れ医療機関以外の医療機関における入院患者や社会福祉施設等の入所者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合及び、疑いがある場合において、保健所の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者の対応に必要な个人防护具(サージカルマスク、高機能マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋等)などによる感染防止対策を講じたうえで、保健所からの要請があった日から陰性が確認された日(又は医療機関や宿泊療養施設に転院した日)までの間、同施設内で対応を行う事業

(3) 検査検体採取

医療機関において新型コロナウイルス感染症の疑いを有する患者の対応に必要な个人防护具(サージカルマスク、高機能マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋等)などによる感染防止対策を講じたうえで、診療及び核酸検出検査(PCR法、LAMP法)又は抗原検査(定性法、定量法)による検体採取を行う事業(ビジネスを目的とする海外渡航のために行う場合、社会経済や文化の活動を進める等の目的で行う場合、新規入院患者・手術前患者等を対象に定型的に行う場合、その他新型コロナウイルス感染症の感染を疑わない単なる陰性確認のために行う場合を除く。)

- 2 本事業における疑似症患者とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7(3)又は(4)に相当すると医師が判断し、かつ行政検査としての核酸検出検査(PCR法、LAMP法)又は抗原検査(定性法、定量法)を受けた者であり、確定診断がつくまでの間の者をいう。
- 3 本要綱第5条の交付決定前に着手した事業についても対象に含める。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、神戸市長(以下、「市長」という)に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書は、当該補助事業を実施しようとする年度の8月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第2号に規定する保健所の要請による対応にかかる申請書の提出は、当該事業を実施しようとする年度の9月30日までとする。

(交付額の算定方法)

第4条 第2条第1項各号の事業に対する補助金の交付額は、次により算定された額とする。

(1) 入院診療

別表1第2欄に定める基準額に別表2第1欄の区分ごとに定める基準額を加えた額

(2) 保健所の要請による対応

別表1第2欄に定める基準額

(3) 検査検体採取

別表1第2欄に定める基準額

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金規則第6条に基づき、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により、速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

新型コロナウイルス感染症の疑いを有する者等について、神戸市保健所から依頼された場合は、診療及び検査を行うこと(社会福祉施設等を除く)。

(事業の変更等)

第6条 前条第1項の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という)は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付決定内容変更承認申請書は、当該補助事業を実施しようとする年度の9月30日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告・調査)

第7条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第8号)

(2) 事業の実施状況が分かる書類

2 前項の規定による報告は、その確定した実績を、当該事業終了後速やかに行わなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

3 第2条第1項第1号及び第2号に規定する事業にかかる実績報告を行う補助事業者は、新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援事業運営経費報告書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、必要と認めるときは、職員に調査を行わせることができる。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の実績報告書を受理したときは、内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、次に掲げる書類により、補助事業者へ通知するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(1) 補助金額確定通知書(様式第9号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付時期等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、前条の確定通知を受領後速やかに行わなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付)

第10条 市長は請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年1月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年5月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1 (第4条関係)

1 事業区分	2 基準額
入院診療	施設ごとに次により算出された額 患者1人あたり12,000円×対象日数(新型コロナウイルス感染症又は疑似症患者として入院する期間。上限20日) ただし、新型コロナウイルス感染症又は疑似症患者として入院診療を開始した日が令和3年4月29日～令和3年5月5日の間のいずれかの日の場合は以下の額 患者1人あたり48,000円×対象日数(新型コロナウイルス感染症又は疑似症患者として入院した期間。上限20日)
保健所の要請による対応	施設ごとに次により算出された額 患者1人あたり12,000円×対象日数(新型コロナウイルス感染症又は疑似症患者として対応した期間。上限20日) ただし、保健所からの要請があった日が令和3年4月29日～令和3年5月5日の間のいずれかの日の場合は以下の額 患者1人あたり48,000円×対象日数(新型コロナウイルス感染症又は疑似症患者として対応した期間。上限20日)
検査検体採取	施設ごとに次により算出された額 検査のための下気道由来検体(喀痰又は気管吸引液)、鼻咽頭拭い液又は唾液等による検体採取1人あたり3,000円×被検査人数

別表2（第4条関係）

1 区分	2 基準額
平日入院受入れ	1人1回 30,000円
土日祝入院受入れ	1人1回 60,000円